

件名 カンザス州における自宅滞在命令の延長について

ポイント

4月15日（水）、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、カンザス州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を5月3日午後23時59時まで延長することが発表されました。状況によってはその後も継続する可能性があります。

本文

4月15日（水）、ケリー州知事は記者会見を行い、コロナウイルス感染症の感染者数が引き続き増加しているため、カンザス州居住者に対して既に発令され4月19日までの措置となっている自宅滞在命令を5月3日午後23時59分まで延長することを発表しました。同州知事は、カンザス州における感染者数のピークは4月19日から29日の間に訪れるとの見方に言及しておりますが、状況によってはその後の自宅滞在命令の継続や、別の措置がとられる可能性もあります。

自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。10人より多い人数の集まりは禁止されています。

可能な活動の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ウォーキング、犬の散歩
- ・他人の介護・食料、医薬品、家庭での必需品の調達
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤

スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。また、州知事は、学校の再開時期は早くとも8月になる旨言及しております。

本命令に従わなかった場合の罰則等具体的な措置に関する規定は現時点で発出されていませんが、在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email:

ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。